

# 障害者自立支援法の施行にともない

## 国に意見書の提出を求める陳情書

2006年8月 日

東久留米市市議会議長  
甲斐 次義 殿

〒203-0032 東京都東久留米市前沢 1-2-3  
電話・FAX 042-479-7827  
障害をもつ子どものグループ連絡会 会長 矢澤 健司

### 陳 情 趣 旨

平素より障害者福祉の向上にご尽力いただき、心より感謝致しております。

さて、「障害者自立支援法」が本年4月から施行され、「応益負担」が導入されました。障害者福祉に「応益負担」を課することは世界にも例をみない制度だと言われています。

障害者の間では利用料の過重負担で日中活動を抑制したり、施設を退所せざるをえないものまで出ており、不安や戸惑いなどがいっそう強くなっています。同時に、各施設では報酬単価が大幅に切り下げられ、今後の運営が危ぶまれる状態です。

障害者が地域で豊かに暮らし、真の自立がはたせるよう、市議会として国に意見書を提出していただきますよう、以下の項目を陳情いたします。

### 陳 情 項 目

- 1 「障害者自立支援法」による「応益負担」の導入によって、障害者のサービスの抑制が噴出しています。市議会として国へ「応益負担の廃止または大幅な負担軽減」を強く働きかける意見書の提出をお願い致します。

理由 東京都をはじめとして多くの自治体が、大幅な負担増にたいして負担軽減措置をとっていることをみても、「応益負担」に問題があることは明らかです。また報酬単価の大幅な引き下げに加えて、サービス利用料の日額制導入によって、施設と利用者間に相容れない矛盾を生みだしており、このまま「応益負担」をつづけることは、障害者が地域で安心して暮らせるようにという法の趣旨にまったく反します。

- 2 「障害者自立支援法」の地域生活支援事業は自治体が独自に内容を決め、利用者が望むサービスを提供できる仕組みになっていますが、国の十分な予算が用意されていません。市議会として国へ「地域生活支援事業に十分な予算を計上する」ことを強く働きかけていただく意見書の提出をお願いします。

理由 2005年度には、地域生活支援サービスに900億円以上の予算が支援費で使われました。ところが、政府が今年度に予定している予算は半年で200億円にすぎません。これでは、新たに加わる相談支援や地域活動支援およびコミュニケーション支援などを実施できるどころか、従来のサービスを維持することすらできません。

- 3 障害程度区分認定制度の実施に当たっては、障害の程度が正確に判定されるよう、「障害者程度区分認定の見直し」を実施するように、市議会として国へ強く働きかけていただく意見書の提出をお願いいたします。

理由 区分を決める判定内容は介護保険で使われた79項目に障害者独自の内容を27項目加えただけのものです。それでは、すべての障害者の区分を正確に決めることは不可能です。区分は支給量の上限を制限するものではないと説明していますが、障害が異なれば必要な支援内容も違ってきます。それぞれの障害に適した時間とサービスが受けられるような判定基準に見直すべきです。

- 4 4月からの「障害者自立支援法」の実施によって、日中活動を抑制したり、施設を退所せざるをえなくなった人たちが、その後どのような生活をしているのかを国の責任として調査し、在宅者をなくし、地域で安心して暮らせるような施策を講じるよう、市議会として国へ働きかけていただく意見書の提出をお願いします。

理由 そもそも支援費制度が実施されてまだ3年もたっていません。その総括も行わずに「財政的に破綻した」として、「障害者自立支援法」は、障害当事者の願いを全く無視して、一割の「応益負担」のみ決めて強引に導入・実施されてしまいました。4月実施直前の3月になってようやく施設運営費・サービスの報酬単価が示され、現場は今後の運営の計画づくりやその実務に追われて大混乱です。さらに10月から実施される新体系での障害程度区分はこれからようやく認定がされる段階です。障害当事者はもとより心ある関係者は、このような障害者の生活を全く無視した強引なやり方にたいして、障害者の人権をどう考えているのかと憂慮しております。なによりもまず、障害者の希望をよく聞き、そのおかれている実態を調査して、実情に見合った施策を行うことこそ国がなすべきことではないでしょうか。